臨時株主総会資料
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

議案　当社と株式会社アバールデータとの株式交換契約承認の件

・株式会社アバールデータの最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社テクノマセマティカル

事　業　報　告

（自　2025年 4 月 1 日
至　2026年 3 月31日）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持しつつも、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰や、円安、それに伴う燃料価格の上昇により、引き続き不透明な状況が継続しており、国際経済影響による不確実性が高まっております。

当社に関連深い半導体製造装置市場は、生成AIに牽引されたHBM向け装置の需要は引き続き高水準で推移しておりますが、PC・スマートフォン向け需要は緩やかに回復、中国向け装置の需要の伸びの鈍化やFA分野において引き続き設備投資が抑制傾向にあるなど、全体としては分野・用途により回復度合いに差異が見られました。

このような経営環境のもと、当社では、引き続き中長期での需要の増加に備えた必要な先行投資を行うとともに、お客様の装置の付加価値向上に資する製品の提供に努めてまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は8,830百万円（前事業年度比19.6％減）、営業利益は690百万円（前事業年度比51.4％減）、経常利益は772百万円（前事業年度比49.7％減）、当期純利益は554百万円（前事業年度比51.3％減）となりました。

当社は、事業内容を２つの報告セグメントに分けております。当事業年度におけるセグメント別の状況は次のとおりであります。

①　受託製品

当該セグメントは、半導体製造装置関連、産業用制御機器および計測機器の開発・製造・販売を行っております。一部顧客の受注残の製品が完成、納入が進みましたが、全体としては前事業年度比でやや減少いたしました。

この結果、売上高は5,714百万円（前事業年度比20.2％減）、セグメント利益（営業利益）は597百万円（前事業年度比47.2％減）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ）半導体製造装置関連

当該品目は、半導体製造装置の制御部を提供しております。受注残の製品

の完成、納入が進みましたが、一部で生じた在庫調整が続いており、足元では回復が見られたものの、前事業年度比では大幅に減少いたしました。

この結果、売上高は4,144百万円（前事業年度比28.1％減）となりました。

ロ）産業用制御機器

当該品目は、各種の産業用装置、社会インフラ関連の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。検査装置や社会インフラ関連の一部顧客が堅調に推移しましたが、FA関連の一部顧客が調整局面となり、全体としては前事業年度比と同水準で着地いたしました。

この結果、売上高は1,061百万円（前事業年度比4.5％増）となりました。

ハ）計測機器

当該品目は、各種計測機器のコントローラ、通信機器の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。一部顧客が堅調に推移し受注残の製品完成、納品が進み、全体としては前事業年度比で増加いたしました。

この結果、売上高は507百万円（前事業年度比33.1％増）となりました。

② 自社製品

当該セグメントは、組込みモジュール、画像処理モジュールおよび計測通信機器の開発・製造・販売と、自社製品関連商品の販売を行っております。計測通信機器の一部顧客で在庫調整が続いており、組込みモジュール、画像処理モジュールの一部顧客の需要増もありましたが、全体としては前事業年度比で減少いたしました。

この結果、売上高は3,115百万円（前事業年度比18.4％減）、セグメント利益（営業利益）は728百万円（前事業年度比25.0％減）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ）組込みモジュール

当該品目は、半導体製造装置、医療機器関連、FA全般、電力・通信関連向けに提供しております。FA関連の停滞が続いておりますが、医療機器関連、電力関連の一部顧客に需要の回復が見られましたが、全体としては前事業年度比で減少いたしました。

この結果、売上高は536百万円（前事業年度比13.2%減）となりました。

ロ）画像処理モジュール

当該品目は、FA全般、各種検査装置、液晶関連機器に提供しております。一部顧客の需要増もありましたが、全体としては前事業年度比で減少いたしました。

この結果、売上高は1,492百万円（前事業年度比8.1%減）となりました。

ハ）計測通信機器

当該品目は、超高速シリアル通信モジュール「GiGA CHANNEL」シリーズを提供しております。「GiGA CHANNEL」シリーズ関連の検査装置向けの受注は、一部顧客の在庫調整が続いており、前事業年度比で大幅に減少いたしました。

この結果、売上高は826百万円（前事業年度比43.5%減）となりました。

ニ）自社製品関連商品

当該品目は、自社製品の販売促進とシステム販売による高付加価値化を図るため、ソフトウェアおよび付属の周辺機器を提供しております。自社製品関連商品は、高額商品の販売があり、前事業年度比で大幅に増加いたしました。

この結果、売上高は259百万円（前事業年度比129.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、長期的に成長が期待できる分野への展開並びに製品の信頼性向上を目的とした設備等を中心に設備投資を継続的に実施しております。

なお当事業年度には、多額の設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

成長事業の確立はもとより、スリムな企業体質および生産性拡大を行い、経営資源を有効活用し収益拡大を行い、更なる株主還元の充実を検討してまいります。

当社が対処すべき課題としましては、以下を考えております。

① 市場（顧客）の多角化

当社の主要市場（顧客）は、半導体製造装置、産業用装置、インフラ関連、医療機器関連、FA全般および検査装置等に及んでおりますが、国内外における新規市場開拓および既存顧客基盤の拡大に注力するとともに、特に医療、薬剤、食品および社会インフラ関連における新規市場（顧客）の開拓を推進し、半導体製造装置業界を始めとする急激な需要変動を回避し、更なる成長路線の確立に努めてまいります。

② 製品開発の差別化と新たな分野の製品開発

自社製品は、「組込みモジュール」、「画像処理モジュール」、「計測通信機器」に分類しておりますが、既存の要素技術の進化とともに、非可視光カメラのシリーズ化、CoaXPress製品のシリーズ化、更なる高性能・高速性の追求により、主力製品の拡張を目指してまいります。また、新分野の開拓とともに、さまざまな検査要求への対応、IoT・ビッグデータへの提案を行うことで、お客様の競争力の向上に資する新たな価値を提供してまいります。

③ 顧客ニーズを満足する生産体制の更なる充実、新ビジネスモデル生産体制の構築

当社の主要顧客の一つである半導体製造装置関係の顧客は、業界特有の急激な需要変動を繰り返しており、加えて多品種変量生産でもあります。そのような状況下で、安定供給、コストダウン、生産リードタイム短縮、品質向上および環境負荷削減のご要求に応えることが求められております。そのため、研究開発拠点の本格稼働により潜在的顧客ニーズに備えるとともに、多角化した調達リスクに対応するために戦略購買による部材確保、製品構成の変化に伴う製造技術力の向上等に努め、生産体制を構築、進化させてまいります。

④ サステナビリティの推進

当社は、サステナビリティ基本方針を定め、長期的な企業価値向上と持続的成長に向けた取組みを強化しており、「お客様に価値を提供する製品づくり」、「事業を通じた環境問題への取組み」、「働く環境と社会への取組み」、「ガバナンスの強化」の４つのテーマに基づき、それぞれの重点課題を特定し、当社の基本姿勢を示し、取組んでおります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分＼年度	第64期 (2022年4月1日 2023年3月31日)	第65期 (2023年4月1日 2024年3月31日)	第66期 (2024年4月1日 2025年3月31日)	第67期 (2025年4月1日 2026年3月31日)
売上高 (千円)	14,390,751	12,580,281	10,980,379	8,830,110
経常利益 (千円)	2,495,010	2,274,039	1,535,466	772,541
当期純利益 (千円)	4,270,574	5,256,344	1,137,953	554,105
1株当たり当期純利益 (円)	694.01	853.67	184.71	91.36
総資産額 (千円)	27,951,299	27,503,841	22,236,453	22,570,452
純資産額 (千円)	20,874,812	22,780,187	20,059,154	20,313,838

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、産業用電子機器の開発・製造・販売および仕入販売が主な事業であり、主要製品は次のとおりであります。

区　　分	概　　要	製　　品
(受 託 製 品) 〔半導体製造装置関連〕	自社製品の技術資産を応用して、半導体製造装置に対応した特注制御装置の開発・製造を行っております。	
(受 託 製 品) 〔産業用制御機器〕	自社製品の技術資産を応用して、産業用ロボット、部品実装機、分析機器等広範囲の分野へ特注制御装置の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。	
(受 託 製 品) 〔計 測 機 器〕	自社製品の技術資産を応用して、特注の各種計測器のコントローラ、通信機器の特注製品の開発・製造を行い特機製品として提供しております。	
(自 社 製 品) 〔組込みモジュール〕	Compact PCIバスをベースにした高性能CPUモジュールを中核に、ロボット制御分野、部品実装機分野、半導体製造装置分野等の各種産業用装置およびネットワーク制御分野へ最適化されたシステム構築を支援する「Compact PCIモジュール」、「PMCメザニンモジュール」やCompact PCIバスより格段に高速なシリアル伝送路のPCI Expressバスを採用した製品を提供しております。 更に、アナログ信号を取り扱う、超高速サンプリング可能なアナログ入力モジュール群やアナログ出力モジュール群も提供しております。 そして、これらのハードウェアを支援するソフトウェアとして、各種OSのサポートをしております。	<組込みモジュール> ACPシリーズ APMシリーズ APXシリーズ AVMEシリーズ <サポートOS> VxWorks Linux Windows (ドライバ作成)

区　　分	概　　要	製　　品
（自　社　製　品） 〔画像処理モジュール〕	パソコンをベースに画像処理装置を開発されるお客様向けに高速なPCI Expressバスを持つ各種画像処理モジュール群、カメラインターフェースモジュール群、そのハードウェアを支援するツール・ソフトウェア、3次元形状測定ソフトウェアを提供しております。 また、パソコン機能を内蔵した画像処理装置「ASIシリーズ」、近赤外線カメラ「ABA/ABLシリーズ」、ハイパースペクトルカメラ「AHSシリーズ」、マルチスペクトルカメラ「AMSシリーズ」など、お客様の課題を解決するソリューションを、半導体製造装置、各種産業用機器、医療機器、ITSおよび検査測定機器分野に提供しております。	<画像処理モジュール> APXシリーズ <画像処理装置> ASIシリーズ <近赤外線カメラ> ABA/ABL/AHS/AMSシリーズ <各種ドライバ＆ライブラリ> AZPシリーズ（SDK） <サポートOS> Windows Linux
（自　社　製　品） 〔計　測　通　信　機　器〕	計測通信機器関連の一つとしては、大容量データの転送時間設計を可能にし、装置間・モジュール間の高速データ転送システム構築を容易にした、高速シリアル通信モジュール群（GiGA series）を提供しております。 標準規格であるPCI ExpressのBridge IP をFPGAで提供しております。	<GiGA series> APCシリーズ APMシリーズ APXシリーズ AGMシリーズ <サポートOS> Windows Linux <各種FPGA IP> PCI Express Bridge IP 高速シリアル IP 高速メモリ IP 各種画像処理 IP

区　　分	概　　要	製　　品
(自 社 製 品) 〔自社製品関連商品〕	組込みモジュール、画像処理モジュール、計測通信機器の各事業の関連ソフトウェアおよび各事業でシステムの一部として販売される商品類で構成されております。	<関連システム販売> 各種産業用カメラ <開発パッケージ> <各種ライセンス> VxWorks <関連ソフトウェア> 画像処理ソフト ドライバ・ライブラリ <各種周辺機器> アクセサリパーツ特注商品

(8) 主要な営業所および工場

名　　称	所　在　地
株式会社アバールデータ 本社・町田事業所	東京都町田市
株式会社アバールデータ 厚木事業所	神奈川県厚木市
株式会社アバールデータ 海老名オフィス	神奈川県海老名市
株式会社アバールデータ 山梨R&Dセンター	山梨県韮崎市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
199名	11名減

(注)　従業員数に臨時社員は含みません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　23,500,000株

(2) 発行済株式の総数　6,367,842株

(3) 株主数　7,230名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ニコン	646,700	11.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	585,700	10.07
MSIP CLIENT SECURITIES	213,600	3.67
嶋村清	140,000	2.40
レーザーテック株式会社	109,500	1.88
イーソル株式会社	107,000	1.83
アバールグループ社員持株会	105,584	1.81
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	100,800	1.73
佐々木嘉樹	100,000	1.71
中村豊徳	82,000	1.41

(注) 1　持株比率は、自己株式（552,539株）を控除して計算しております。
2　2026年3月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、グッドハート　パートナーズ　エルエルピー（Goodhart Partners LLP）が、2026年3月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	持株数	持株比率
		株	%
グッドハート　パートナーズ　エルエルピー (Goodhart Partners LLP)	英国、WC2R OLT ロンドン、ストランド393、クイーンズランド　ハウス	613,400	10.54

(5) 当事業年度中に業務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	5,800株	5名
取締役（監査等委員）	700株	1名
社外取締役（監査等委員）	600株	3名

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況
該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に子会社の取締役および当社並びに子会社の従業員に交付した新株予約権等の状況
該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
菊地　豊	代表取締役社長	
岩本直樹	常務取締役 （営業統括担当、IT統括担当）	
村田英孝	取締役 （技術統括担当、第一開発部部長）	
加藤弘達	取締役 （生産統括担当、生産管理部部長兼製造部部長）	
三川　宏	取締役 （管理本部部長）	
熊澤陽一	取締役 （常勤監査等委員）	
金子健紀	取締役 （監査等委員）	金子公認会計士事務所　所長
石塚陽子	取締役 （監査等委員）	石塚・小平法律事務所　共同代表 株式会社博展　社外取締役(監査等委員)
岡田登志夫	取締役 （監査等委員）	DAIKO XTECH株式会社　社外取締役 株式会社MITOS　代表取締役

（注）1. 取締役 金子健紀、石塚陽子、岡田登志夫の各氏は、社外取締役であります。
2. 効率的な監査等委員会運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 金子健紀、石塚陽子、岡田登志夫の各氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員 金子健紀氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

当社役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は以下の決定方針を取締役会で決議しております。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成する。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、社員とのバランス及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

３．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、基本報酬、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、毎年、一定の時期に支給する。

４．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が社外取締役の意見を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬（役員賞与）：非金銭報酬（譲渡制限付株式）＝5：4：1とする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき決定しております。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、以下②に記載する報酬の枠内において、監査等委員である取締役間での協議に基づき、監査等委員会にて決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年６月23日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額２億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役が年額5,000万円以内と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月21日開催の第60期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額40百万円以内、監査等委員である取締役については年額10百万円以内と決議いただいております。

なお、第58期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は４名、監査等委員（社外取締役を除く。）は１名、監査等委員である社外取締役は２名であり、第60期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は３名、監査等委員（社外取締役を除く。）は１名、監査等委員である社外取締役は２名です。

③ 取締役の個人別報酬等決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定については、取締役会において決議を行っており、株式報酬については個人別の割当株式数を決議しております。これらの決議に先立ち、社外取締役かつ独立役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問し、その妥当性等について審議を行い、その審議結果を尊重して決定しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、上記②に記載する報酬の範囲内において、指名・報酬委員会における検討内容等も踏まえつつ、監査等委員である取締役間で協議を行い、その協議結果に基づき監査等委員会において決定しております。

④　取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	103,725	67,065	23,650	13,010	7
（うち社外取締役）	（−）	（−）	（−）	（−）	（−）
取締役（監査等委員）	28,424	18,910	6,708	2,806	6
（うち社外取締役）	(14,035)	(9,360)	(3,354)	(1,321)	(4)
合　　計	132,150	85,975	30,358	15,816	13

⑤　業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給しております。

なお、当期純利益は554,105千円となります。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容およびその交付状況は、２.株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）金子 健紀氏は、金子公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社と金子公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）石塚 陽子氏は、石塚・小平法律事務所共同代表を兼務しております。なお、当社と石塚・小平法律事務所との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）岡田 登志夫氏は、株式会社MITOS代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社MITOSとの間に特別な関係はありません。

②　他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

取締役（監査等委員）石塚 陽子氏は、株式会社博展社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と株式会社博展との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）岡田 登志夫氏は、DAIKO XTECH株式会社　社外取締役を兼務しております。なお、当社とDAIKO XTECH株式会社との間に特別な関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）金子 健紀	第67期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率：100%） ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率：100%） 公認会計士としての豊富な財務および会計に関する知見に基づき発言を行っております。
取締役（監査等委員）石塚 陽子	第67期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率：100%） ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率：100%） 弁護士としての豊富な法律に関する知見に基づき発言を行っております。
取締役（監査等委員）岡田 登志夫	第67期の出席状況 ・取締役会10回開催中10回出席（出席率：100%） ・監査等委員会10回開催中10回出席（出席率：100%） 経営者として培ってきた豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。

5.　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　　34,500千円

②　当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　34,500千円

（注）1.　会計監査人の監査報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人より提出された監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額で記載しております。

3.　①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、前事業年度の追加報酬3,000千円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性、監査品質、品質管理体制、監査計画の妥当性、その他の職務遂行状況を総合的に評価し、適格性または独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、株主総会へ提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号の定める事由に該当すると認められる場合は、同条の規定に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範を定めており、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。

② 担当取締役は、担当部署の関連業務規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。

③ 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役等で構成される経営会議を組織し審議する。

④ 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。

⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、行動規範において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化しており、これらの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管及び管理（廃棄含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

② 職務の執行に係る文章その他情報について、業務執行取締役ならびに監査等委員である取締役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。

② 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に努める。

③ 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる担当取締役を定める。

④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告する。

⑤ 企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時における全社的な対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

① 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。

② 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的（月次）に取締役会で各業務状況を報告する。

③ 取締役等で構成される経営会議を定期的（月次）に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。

④ 代表取締役社長の指示のもと、毎期首において取締役会の承認を得た、中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。

② 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。

③ 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用する。

④ 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを内部監査室が監査し、必要に応じて改善を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。

② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。

③ 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。

② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- 子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
- リスクの実現化により重大な被害が予想される場合のその状況

(8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査等委員会監査に必要な情報が検索・閲覧可能な体制及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。

② 必要な場合には、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）との意思疎通を図れる体制を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、監査等委員は取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人等に、その説明を求め執行状況を確認しております。

また、監査等委員、会計監査人および内部監査室等との定期的な情報交換等を通じ、取締役の業務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

代表取締役社長直属の内部監査室は、監査計画を定め監査計画に基づき、業務監査を行い、業務の有効性、効率性についてモニタリングを行い、内部監査結果を代表取締役社長へ報告を行っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも考慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。そして将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、配当性向35％を基本としつつ、下限としてDOE（純資産配当率）3.0％を設定し、株主の皆様への利益還元の強化を図ってまいります。

なお、当社は、2025年５月14日に、「配当方針の変更に関するお知らせ」を公表し、DOE（純資産配当率）の導入を決定しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,935,472**	**流動負債**	**1,264,935**
現金及び預金	7,001,418	買掛金	710,902
受取手形	22,344	未払金	78,017
売掛金	1,746,113	未払費用	25,247
契約資産	93,990	未払法人税等	99,885
電子記録債権	242,217	未払消費税等	121,013
商品及び製品	753,926	契約負債	12,700
仕掛品	259,508	預り金	11,232
原材料及び貯蔵品	4,754,423	賞与引当金	175,579
前渡金	1,600	役員賞与引当金	30,358
前払費用	31,608		
未収入金	13,696	**固定負債**	**991,678**
その他	14,625	繰延税金負債	990,548
固定資産	**7,634,980**	役員退職慰労引当金	1,130
有形固定資産	**3,084,365**	**負債合計**	**2,256,613**
建物	1,694,162	純資産の部	
構築物	22,399	**株主資本**	**17,780,044**
機械及び装置	110,003	**資本金**	**2,354,094**
工具、器具及び備品	74,285	**資本剰余金**	**2,444,942**
土地	1,183,515	資本準備金	2,444,942
無形固定資産	**44,984**	**利益剰余金**	**14,014,196**
ソフトウェア	41,496	利益準備金	86,674
電話加入権	3,487	その他利益剰余金	13,927,522
投資その他の資産	**4,505,630**	繰越利益剰余金	13,927,522
投資有価証券	4,415,785	**自己株式**	**△1,033,189**
関係会社株式	25,500	**評価・換算差額等**	**2,533,793**
前払年金費用	20,785	その他有価証券評価差額金	2,533,793
会員権	8,472	**純資産合計**	**20,313,838**
差入保証金	23,223		
その他	11,863		
資産合計	**22,570,452**	**負債・純資産合計**	**22,570,452**

(注)　記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		8,830,110
売上原価		6,311,551
売上総利益		**2,518,559**
販売費及び一般管理費		1,828,525
営業利益		**690,034**
営業外収益		
受取利息	7,010	
受取配当金	83,779	
受取賃貸料	7,378	
助成金収入	1,418	
その他	6,813	106,399
営業外費用		
為替差損	36	
支払手数料	23,855	23,892
経常利益		**772,541**
特別損失		
固定資産除却損	287	
投資有価証券評価損	44,999	45,287
税引前当期純利益		**727,254**
法人税、住民税及び事業税	232,543	
法人税等調整額	△59,395	173,148
当期純利益		**554,105**

（注）　記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2025年４月１日残高	2,354,094	2,444,942	－	86,674	14,480,981	△687,747	18,678,946
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△468,624		△468,624
当期純利益					554,105		554,105
自己株式の取得						△999,761	△999,761
自己株式の処分			10,270			5,108	15,378
自己株式の消却			△10,270		△638,940	649,211	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△553,458	△345,442	△898,901
2026年３月31日残高	2,354,094	2,444,942	－	86,674	13,927,522	△1,033,189	17,780,044

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2025年４月１日残高	1,380,208	20,059,154
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△468,624
当期純利益		554,105
自己株式の取得		△999,761
自己株式の処分		15,378
自己株式の消却		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,153,585	1,153,585
事業年度中の変動額合計	1,153,585	254,684
2026年３月31日残高	2,533,793	20,313,838

（注）　記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 商品及び製品……先入先出法

② 原材料……月次総平均法

③ 仕掛品……個別法

④ 貯蔵品……最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～38年

機械及び装置　8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　5年

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員(使用人兼務役員の使用人部分を含む)賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として算定計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務を上回っており、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

2006年６月開催の株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議し、これまでの在任期間に応じた役員退職慰労金については、取締役の退任時において支給することといたしました。このため、当該決議時点までに発生している支給予定額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 自社製品

自社製品では主に、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

(2) 受託製品

受託製品のうち、顧客と合意した要求仕様に基づき製造した製品を納品する開発業務については、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

受託製品の開発業務以外については自社製品と同様の方法に基づいて収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 開発業務における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高　258,516千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

開発業務における収益の認識は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) ６．収益及び費用の計上基準」に記載する方法によっており、見積総原価を用いたインプット法を適用しております。

開発業務における見積総原価は、契約ごとに個別性が高く、顧客と合意した要求仕様に対応する材料費・工数等に基づき算定しているため、原材料費の変動や、顧客要望の追加又は変更により当初の見積以上の費用が発生する場合には、見積総原価と実績が乖離する可能性があります。

原材料費の変動や仕様の追加又は変更等により、見積総原価の見直しが必要となった場合には、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	753,926千円
仕掛品	259,508千円
原材料及び貯蔵品	4,754,423千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原則として、取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超える棚卸資産については、帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

正味売却価額は、将来の需要予測及び市況状況に基づいて決定しておりますが、当社の重要な事業分野である半導体製造装置市場は、予期せぬ市場環境の変化が生じる場合があり、そのような市場環境の変化により棚卸資産の今後の使用状況に変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の帳簿価額の切り下げを行う可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	165,661千円
短期金銭債務	1,285千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,903,650千円

(損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、計算書類「注記事項（収益認識に関する注記）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	232,000千円
仕入高	20千円
販売費及び一般管理費	6,940千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1.当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　6,367,842株

2.当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	955,939	353,700	757,100	552,539

（変動事由の概要）

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

増加株式数、353,700株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものとなります。

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

減少株式数のうち、750,000株は、自己株式の消却により減少したものであり、7,100株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものとなります。

3.剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月25日定時株主総会	普通株式	191,018	31	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月13日取締役会	普通株式	277,605	45	2025年9月30日	2025年12月9日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月25日定時株主総会	普通株式	319,841	55	2026年3月31日	2026年6月26日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)	
棚卸資産評価損	63,098
賞与引当金	55,274
未払事業税	26,927
役員退職慰労引当金	355
投資有価証券評価損	42,144
関係会社株式評価損	1,466
土地	48,764
その他	38,540
繰延税金資産小計	276,570
評価性引当額	△100,915
繰延税金資産合計	175,655
(繰延税金負債)	
前払年金費用	6,543
その他有価証券評価差額金	1,159,659
繰延税金負債合計	1,166,203
繰延税金負債純額	990,548

(注) 評価性引当額が14,166千円増加しております。これは、投資有価証券評価損に係る評価性引当額を追加計上したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%
住民税均等割	1.0%
税額控除	△7.1%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.8%

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融商品に対する取組方針は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために将来的に利用する場合もありますが、現時点ではデリバティブは全く行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。主要な取引先の信用状況を定期的に把握し財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の検証・維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2026年３月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	4,361,137	4,361,137	－
(2) 差入保証金	23,223	23,223	－
資産計	4,384,360	4,384,360	－

（※１）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	80,148

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度(2026年３月31日)

	１年以内 (千円)	１年超5年以内 (千円)
現金及び預金	7,001,418	―
受取手形	22,344	―
売掛金	1,746,113	―
電子記録債権	242,217	―
未収入金	13,696	―
その他有価証券のうち満期があるもの （財投機関債）	－	99,169
合計	9,025,789	99,169

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価　：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価　：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2026年３月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,261,968	－	－	4,261,968
国債・地方債等	99,169	－	－	99,169
資産計	4,361,137	－	－	4,361,137

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2026年３月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	23,223	－	23,223
資産計	－	23,223	－	23,223

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、主に、営業拠点の事務所として差し入れたものとなります。想定した賃貸借契約期間に基づき、相手先の信用リスクを加味した上で、時価評価しており、レベル２に分類しております。

（持分法損益等に関する注記）

（単位：千円）

関連会社に対する投資の金額	25,500
持分法を適用した場合の投資の金額	76,531
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失（△）の金額	△897

（関連当事者との取引に関する注記）

主要株主等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割　合（%）	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
法人主要株主	株式会社ニコン	東京都品川区	65,476	精密、光学機器の製造、販売	（所有）直接　0.0（被所有）直接　11.1	当社製品の販売	電子機器の販売	939,467	売掛金	201,912

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）　電子機器の販売については、総原価を勘案して見積価格を提示し、製品ごとに価格交渉の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスのライン

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	受託製品	自社製品	
半導体製造装置関連	4,144,838	—	4,144,838
産業用制御機器	1,061,781	—	1,061,781
計測機器	507,979	—	507,979
組込みモジュール	—	536,399	536,399
画像処理モジュール	—	1,492,995	1,492,995
計測通信機器	—	826,518	826,518
自社製品関連商品	—	259,596	259,596
顧客との契約から生じる収益	5,714,599	3,115,510	8,830,110
外部顧客への売上高	5,714,599	3,115,510	8,830,110

収益認識の時期

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	受託製品	自社製品	
一時点で移転される財	5,510,192	3,061,401	8,571,593
一定の期間にわたり移転する財	204,407	54,109	258,516
顧客との契約から生じる収益	5,714,599	3,115,510	8,830,110
外部顧客への売上高	5,714,599	3,115,510	8,830,110

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 6．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、一年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当事業年度（2026年３月31日）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,833,700	1,746,113
契約資産	44,190	93,990
契約負債	12,270	12,700

当社は、進行中の開発業務に対する対価に対して契約資産を計上しております。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で営業債権に振り替えます。また、顧客からの前受対価に対して契約負債を計上しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、12,270千円であります。

（2）残存する履行義務に配分された取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　3,493円17銭
2. １株当たり当期純利益　91円36銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月21日

株式会社アバールデータ
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　野　博　嗣

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　元

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アバールデータの2025年４月１日から2026年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
   監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。
   ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
   ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月21日

株式会社アバールデータ監査等委員会

常勤監査等委員 熊 澤 陽 一 ㊞

監 査 等 委 員 金 子 健 紀 ㊞

監 査 等 委 員 石 塚 陽 子 ㊞

監 査 等 委 員 岡 田 登志夫 ㊞

(注) 監査等委員金子健紀及び石塚陽子並びに岡田登志夫は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上